

特集記事3 県の気候変動への適応の取組

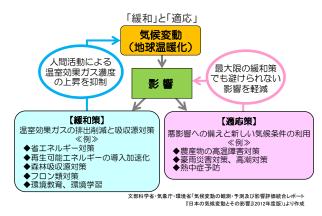
近年、気温上昇や豪雨の頻度増加等の気候変動により、健康、自然災害など各分野への影響が現れており、今後、地球温暖化が進むとこれらの影響はさらに大きくなるおそれがあります。こうした中、平成30年に「気候変動適応法」が成立・施行され、国・地方公共団体・事業者に気候変動適応の取組が求められるとともに、県民の皆様にも気候変動適応について理解していただくことなどが求められています。

1 気候変動への適応とは

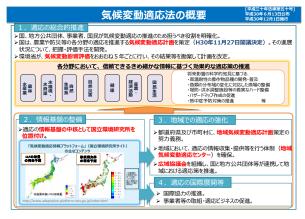
地球温暖化などの気候変動による影響は、熱中症搬送者数の増加、豪雨の頻度増加に伴う自然災害の発生など既に現れています。特に、平成30年の夏は全国的に猛暑となり、7月の熱中症搬送者数及び死亡者数は過去最多となりました。今後、地球温暖化が進むとこのような影響がさらに大きくなるおそれがあります。こうした気候変動の影響による被害を避けたり、軽減することを「気候変動適応」といいます。

「気候変動適応法」では、地方公共団体に区域の状況に応じた施策の推進等が求められています。また、事業者に対しては、各自の事業活動に即した気候変動適応に努めること、国民に対しては、気候変動適応の重要性に対する理解を深めることなどとされています。

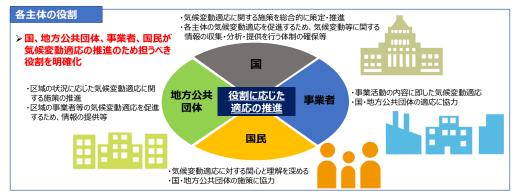
気候変動対策としては、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入といった「緩和策」だけではなく、熱中症予防、豪雨災害対策といった「適応策」に併せて取り組むことで、私たちの暮らしを持続可能で安全・安心なものとすることができます。



気候変動対策 -緩和と適応-出典:県作成資料



気候変動適応法の概要 出典:環境省作成資料



気候変動適応法(第3条から第6条)における各主体の役割 出典:環境省作成資料を元に県作成

県における気候変動の影響と適応の取組

これまでの観測事実として、横浜の年平均気温は 100 年当たり 1.9℃上昇しています。こうした中、 県内においても気候変動の影響は既に現れており、平成 30 年夏の高温により、7月から9月までの熱 中症搬送者数は過去最多の 4,000 人以上となりました。また、海水温の変化に伴い、比較的暖かい海 に生息し海藻を食物とする魚類等の増加により、磯場の海藻がなくなる「磯焼け」^{※1}という現象が起 こり、今後、海藻や貝類等の定着性水産生物の変化が予測されています。

今後、地球温暖化が進むと、県内の平均気温は約4℃上昇し、猛暑日の日数も約40日以上増加するという将来(21世紀末)の予測結果^{※2}も出ており、人の健康、社会・経済活動等への影響がさらに大きくなるおそれがあります。

※1 磯焼け:もともと海藻が繁茂していた磯場において、藻食性生物による食害や栄養塩類の不足などの要因によって、海藻類がほぼなくなった状態。磯根資源(アワビ、サザエ、イセエビなど磯に生息する水産動物)の維持・回復に悪影響を与えている。 ※2 出典「神奈川県の 21 世紀末の気候(平成 30 年 横浜地方気象台)」

こうした影響に対応するため、県では、平成30年の「気候変動適応法」の成立前から次のような気候変動適応の取組を行ってきました。

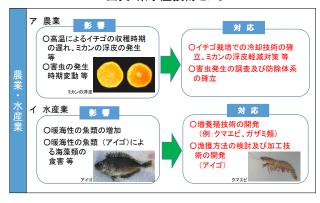
- ・県内における気候変動影響と施策を分野ごとに整理
- ・「神奈川県地球温暖化対策計画」に適応策の位置付け
- ・庁内関係室課との連携を図るための会議体の設置
- ・適応に関する調査研究の推進 など

W. F. J. St.
\Rightarrow

県近海の磯焼け(左:磯焼け前 右:磯焼け後) 出典:県水産技術センター

分野	大項目	小項目	影響	施策
農業・ 林業・ 水産業	農業	果樹	高温による生育障害	対策技術の確立 農家への技術支援
		病害虫	生育適温が高い病害虫の発生	温暖化環境下における主要害虫の 発生消長の調査
	水産業	増養殖等	定着性水産生物の変化	暖海性魚介類の増養殖技術の開発
水環境・ 水資源	水環境	沿岸域及び 閉鎖的水域	東京湾の貧酸素水塊の発生規 模の増大	溶存酸素等海洋モニタリング調査
自然災害	河川	洪水	現在の整備水準を上回る降雨 による、浸水被害や施設被害 の発生	浸水想定区域図の見直し
		内水	短時間強雨による浸水被害	河川管理者・下水道管理者等が連 携した貯留浸透施設整備等
	沿岸	高潮・高波	高潮・高波リスクの増大	越波被害への対策工事
	山地	土石流・地 すべり等	土砂災害の増加、被害の拡大	土砂災害警戒区域等の指定
健康	標書	熱中症	熱中症搬送者数の増加	ホームページ等での注意喚起

県における気候変動影響と適応策



県における適応策の例

3 気候変動法への対応等

「気候変動適応法」では、地方公共団体に対して地域の自然・社会状況等に応じた気候変動適応を推進するための「地域気候変動適応計画」の策定、地域の気候変動影響及び適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供等を行う体制として「地域気候変動適応センター」を確保するよう努めることとされました。これを受け、県では次のとおり対応しています。

■ 地域気候変動適応計画

平成 31 年 4 月 1 日、法第 12 条に基づき、既に適応策を含めて策定した「神奈川県地球温暖化対 策計画」を「神奈川県気候変動適応計画」として位置付けました。

■ 地域気候変動適応センター -

平成31年4月1日、「神奈川県環境科学センター」に法第13条に基づく「神奈川県気候変動適応センター」を設置しました。

現在、法に基づく地域気候変動適応センターは、神奈川県を含めて 13 県で設置(令和元年 10 月 1 日時点)されており、県は全国の中でも先進的に取組を進めています。

神奈川県気候変動適応センターの具体的な取組については、以下の内容を予定しています。

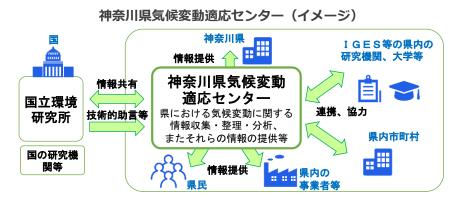
	・気候等の実態に関する情報 (例:年平均気温、強雨頻度等)		
情報収集、整理	・気候変動影響との関連が考えられる情報(例:熱中症救急搬送者数)		
	・地域における適応の優良事例		
分析	・気候等の将来予測(例:気温上昇、降水量等)		
	・気候変動影響予測(例:農作物等への影響、河川流量)		
収集、分析した	・ホームページによる情報発信		
情報の提供及び	情報の提供及び・県民向け講座の開催		
技術的助言	技術的助言・市町村や事業者への相談対応		

県気候変動適応センターの具体的な取組の例

■ 神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議 -

県では、今後の気候変動適応の取組の方向性を検討するために、平成31年4月に「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議」を設置しました。

今後は、気候変動適応センターで収集した情報や有識者等検討会議での検討等も踏まえて、将来、 県民生活や事業活動に大きな支障が出ないように、効果的に気候変動適応の取組を進めていきます。



神奈川県気候変動適応センターのイメージ